

消防予第 3 1 4 号
令和 2 年 9 月 1 8 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公 印 省 略)

畜舎に係る消防法施行令第 32 条の適用事例の報告について(依頼)

令和 2 年 7 月 17 日に閣議決定された規制改革実施計画において、農林水産省は、総務省の協力も得ながら、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく各地域の規制の実態を調査することとされました。これを踏まえ、現在、農林水産省が主体となって各地の畜舎における消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 32 条の適用状況について調査しているところです。

今般、消防庁においても、これらの動向を踏まえ、畜舎における令第 32 条の適用状況について把握することとしました。

つきましては、下記の調査にご協力くださいますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨、周知するようお願いいたします。

記

1 近年着工した防火対象物における消防用設備等の設置状況について

平成 28 年 1 月 20 日以降に着工した延べ面積 1000 m²以上の防火対象物で、全部又は一部を畜舎として使用しているものについて、別紙 1 の報告様式により、消防用設備の設置状況について報告をお願いします。

2 回答方法

(1) 消防本部（東京消防庁及び各指定都市消防本部を含む。）

別途メールで送付する別紙 1 の報告様式に必要事項をご記入のうえ、都道府県消防防災主管部までご報告をお願いします。

(2) 都道府県

貴都道府県内における各消防本部からの別紙1による報告を、別紙2に取りまとめ、電子データにより、以下の消防庁予防課担当までご報告をお願いします。その際、電子データのファイル名には貴都道府県名を記入してください。なお、貴都道府県内に該当する事例がない場合は、その旨をお知らせください。

<消防庁予防課担当>

消防庁予防課設備係 中野 : s2.nakano@soumu.go.jp

3 消防庁への報告期限

令和2年10月9日(金)

4 その他

本調査によって収集した情報(防火対象物名、住所を除く)について、農林水産省に情報提供する可能性があることを申し添えます。

消防庁予防課設備係

担当 : 田中(翔)、中野

電話 : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

Email : s2.nakano@soumu.go.jp

畜舎等の用に供される防火対象物及びその部分に対する令 32 条の適用基準

(昭和 53 年 9 月 9 日消防予第 179 号通知)

問 次のような形態の鶏舎に対する消防用設備等の設置はどのようにすべきか。

- ア 木造平屋建てで、延べ面積は 3000 m²である。
- イ 屋根及び壁は波型トタンで仕上げる。
- ウ 窓はビニールで貼る。
- エ 建築物内部には照明設備が設けられるが、過電流しゃ断器を設置する。
- オ 所有は農協で、作業するものは 4 名程度である。

答 設問の防火対象物は令別表第 1 (15) 項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。なお、当該防火対象物の位置が、周囲に十分な空地を保有する等出火した場合他への延焼のおそれが少ないと認められるものにあつては、令第 32 条の規程を適用し、消火器を設置すれば足りるものと解する。

(昭和 54 年 11 月 27 日消防予第 229 号通知)

問 牛舎等に対する消防用設備の設置について、家畜の飼育という特殊な形態であるために消防用設備等をどのように設置すべきか、ご教示願います。なお、建築物の形態等については下記のとおり。

記

建築物の形態等

- 1 鉄骨造、2 階建延べ面積 1,446 m²である。
- 2 屋根は、大波スレート葺、外壁は小波スレートで仕上げる。
- 3 1 階部分 (地上 3 m) は、全面開放で家畜の飼育に使用、2 階部分は全面スレート張りで飼料の藁を収納する。
- 4 和牛 125 頭を飼育し、牛舎の周囲の状況は、環境衛生上十分考慮され、田園に続いて山が連なるところの山間いであり、住居等の建物とは火災予防上十分な距離が保有されている。
- 5 所有者は個人で、作業員は 2 名程度である。

答 設問防火対象物は、令別表第 1 (15) 項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。なお、設問の場合、令第 32 条の規程を適用し、消火器を基準通り設置すれば足りるものと解する。